

盛岡広域振興局長告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年11月17日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 盛岡和賀線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割301番地先まで	新	B 50.7～25.0 m	m 2,828.1
盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割295番地先まで	旧	A 49.0～8.5	3,260.2
盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割301番地先まで		B 50.7～25.0	2,828.1
盛岡市下飯岡3地割245番地先から248番地先まで		C 25.7～15.4	51.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成27年11月17日から同年12月17日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 盛岡環状線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市下太田宮田40番地先から上太田森合14番4地先まで	新	m 45.0～12.0	m 3,364.0
盛岡市下太田田端3番1地先から猪去米倉38番3地先まで	旧	30.5～7.0	4,650.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成27年11月17日から同年12月17日まで